

千早赤阪村人権協会の監査結果報告

監査基準第2条第1項第3号に基づき、財政援助団体等の監査を実施した。

監査対象：令和2年度に千早赤阪村より補助等を受けた事業の実施状況について

日 時：令和3年11月19日

(監査等の実施内容)

1. 補助金に係る出納及びその他の事務が適正に行われているか。
2. 補助金が目的の事業に充当されているか。

(監査結果)

- ・事務局が作成した決裁文書に会長、副会長の決裁印が抜けているものが一部見受けられた。
- ・人権の啓発物品としておしぼりセット、シャープペンを購入し、配布しているが、購入を令和2年度末に実施し、配布を令和3年度に実施していた。このことは地方自治法第208条第2項の「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない」という会計年度独立の原則に抵触するものである。
- ・令和2年度の実績報告に人権啓発カレンダー及び人権ポスターの作成並びに人権相談を実施したと記載しているが、当該事業を実施したのは人権協会ではなく千早赤阪村であり、人権協会の実績報告書に記載するのは不適切である。

令和4年2月18日

千早赤阪村代表監査委員 清井 浩

千早赤阪村監査委員 田村 陽

千早赤阪村監査委員 藤 進